

北海道告示第10718号

令和5年北海道告示第10530号（令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）の一部を次のように改正する。

令和5年5月8日

北海道知事 鈴木 直道

7を次のとおり改める。

(農政部所管分の1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
7 産地生産基盤パワーアップ事業 農業の国際競争力の強化を図るとともに生産体制の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取組、園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組や国産農産物のシェア拡大に資する取組に対し、予算の範囲内で補助する。		市町村等、地域協議会(収益性向上対策のうち効果増進事業を行う場合に限る。)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第186号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第186号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日  提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1)収益性向上対策・生産基盤強化対策								
ア 整備事業 (ア) 収益性向上対策 a 育苗施設 b 乾燥調製施設 c 穀類乾燥調製貯蔵施設 d 農産物処理加工施設 e 集出荷貯蔵施設 f 産地管理施設 g 用土等供給施設 h 農作物被害防止施設 i 生産技術高度化施設 j 種子種苗生産関連施設 k 有機物処理・利用施設 l 農業廃棄物処理施設  (イ) 生産基盤強化対策 生産技術高度化施設	別記1のとおり		2分の1以内 (別記2に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					
	別記1のとおり		2分の1以内					

イ 基金事業								
(ア) 収益性向上対策のうち 生産支援事業 a 農業機械等の導入及び リース導入 b 生産資材の導入等	別記3のとおり		aの事業 導入する農業 機械等の本体価 格の2分の1以 内 (スマート農業推 進枠を活用し、 スマート農業技 術を円滑に導 入・定着させる ために必要な経 費を追加して補 助する場合は定 額(上限100万円/ 取組主体)  bの事業 2分の1以内					

(イ) 収益性向上対策のうち 効果増進事業 事業計画の策定及び農業 機械の導入実証に要する経 費等	別記5のとおり		定額 (2分の1相当)				
(ウ) 生産基盤強化対策 a 農業用ハウスの再整備 改修 b 果樹園・茶園等の再整 備・改修 c 農業機械の再整備・改 良 d 生産装置の継承・強化 に向けた取組 e 生産技術の継承、普及 に向けた取組 f 全国的な土づくりの展 開	別記6のとおり		a、b及びcの事業  2分の1以内 (bの事業におい て別記4に掲げ る場合はそれぞ れに掲げる率又 は額以内並びに 永年性工芸作物 (桑、ホップ、和 紙原料作物)は 150千円/10a)  dの事業 定額  eの事業 定額 (農業機械の安 全取扱技術の向 上支援の場合は 2分の1以内で 上限5百万円/1計 画)  fの事業 定額 (堆肥等を実証的 に活用する場合 は上限30千円 /10a、ペレット 堆肥を実証的に 活用する場合は 上限35千円 /10a、堆肥散布 機械のリース導 入の場合は2分 の1以内)				

(2)新市場獲得対策								
国産シェア拡大対策								
ア 麦・大豆								
(ア) 推進事業 麦・大豆機械導入対策	別記19のとおり		2分の1以内					
(イ) 整備事業 a 乾燥調製施設 b 穀類乾燥調製貯蔵施 c 農産物処理加工施設 d 種子種苗生産関連施設	市町村 農業者の組織する 団体 食品製造事業者 (ただし、麦・大 豆製品の製造又は 製造小売を行う事 業者が製品加工に 必要な農産物処理 加工施設を整備す る場合に限る) コンソーシアム		2分の1以内					